

# 人権週間特集



考えよう 相手の気持ち  
育てよう 思いやりの心

人権週間 12月4日～10日

## ～人権週間とは～

昭和 23(1948)年 12月 10日、国際連合の第3回総会で「世界人権宣言」が採択されました。国際連合はその日を記念し、毎年12月10日を「人権デー」(Human Rights Day)と決めました。

日本では、毎年12月4日～10日までを「人権週間」として、さまざまな啓発活動を展開しています。本市も関係機関との連携・協力により、積極的な啓発活動に取り組んでいます。

## 特設人権相談所を開設！

家庭や近隣、暮らしの中でのさまざまな人権問題について、ご相談に応じます。

**日時** 12月19日(金) 14:00～16:00  
**場所** 市役所別館3階 第3会議室  
**相談員** 羽曳野市人権擁護委員

## 外国人に対する差別や偏見

本年3月に、サッカーのスタジアムにおいて「JAPANESE ONLY」と人種差別の意味にとれる横断幕が掲げられていたり、黒人選手に対してバナナを振ったりするなどの差別行為が起こっています。また、ヘイトスピーチと言われる、人種・皮膚の色・国籍・民族など特定の属性に対する侮辱的な発言や差別的な行為が社会問題となっています。

同じ地域の一員として、互いに尊

重しあい、多様性を認め、外国人にとっても日本人にとっても暮らしやすいまちの実現を目指しましょう。

## 東日本大震災に伴う風評被害

根拠のない思い込みや偏見で差別することは、人権侵害につながります。不適切な情報や、誤解を招く情報による風評被害を防止するため、私たち一人ひとりが、情報の正誤を正しく判断できるよう努めましょう。

## 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

12月10日(水)～16日(火)は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」。北朝鮮による人権侵害問題に対する関心と認識を深めましょう。

## 拉致問題啓発映画

『めぐみ』上映会(無料)

**日時** 12月14日(日)  
13:30～15:15 (13:00開場)

①政府の取組について

②映画「めぐみ-引き裂かれた家族の30年」

**定員** 150人(当日先着順)

**場所** ドーンセンター(大阪市中央区)

**主催** 政府拉致問題対策本部、大阪府羽曳野市、府内全市町村

**問合せ** 大阪府府民文化部人権局

☎ 06-6210-9280

## 『きはびきの、

～男女共同参画フォーラム&人権を考える市民の集い～



トーク&コンサート 寺尾 仁志 with human note

**テーマ**: 「ウタでつながる 人、街、世界」

**日時**: 12月6日(土) 開場 14:30 開演 15:00

**場所**: LICはびきの ホールM

**申込**: 11/25(火)で終了していますが、当日、空席があれば入場できます。(定員600人・入場無料)

【その他】手話通訳・要約筆記・点字プログラムあり

【主催】羽曳野市、羽曳野市人権啓発推進協議会

【問合せ】人権推進課 ☎ 947-3607 (直通)

## ご存知ですか？

### 「宅地建物取引業人権推進指導員制度」

大阪府では、宅地建物取引の場における同和地区に対する差別や入居差別など様々な差別をなくしていくため、業界団体と連携し、「宅地建物取引業人権推進指導員」の養成に取り組んでいます。人権推進指導員を設置する宅地建物取引業者は、従業員に対し、人権に関する教育、啓発を行い、人権意識の高揚に取り組んでいます。この制度の運営に、羽曳野市も協力しています。

宅地建物取引業者の事務所には、右のステッカーが掲示されています。



**問合せ** 大阪府住宅まちづくり部建築振興課

☎ 06-6941-0351 内線 3083、3084